

報道関係者 各位

令和8年8月18日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室長 佐々木 善則

賃金指導官 田原 啓則

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田県最低賃金を時間額 1,090 円に

～ 秋田地方最低賃金審議会が59円の引上げを答申 ～

- 1 本日、秋田地方最低賃金審議会（会長 臼木 智昭）は、秋田県最低賃金（昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号）の最低賃金額を現在の1時間1,031円から1,090円（引上げ額59円、引上げ率約5.7%）に引き上げるよう秋田労働局長（千葉 裕子）に答申した。

なお、引上げ額59円は、本年7月28日に中央最低賃金審議会が答申した「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安」（Cランク56円）に3円上乗せした金額となる。

- 2 秋田県最低賃金は、秋田県内の全事業場（約3万）及びそこで働く全ての労働者（パート、アルバイトを含め約35万2千人）に適用される。

- 3 今後、異議申出手続などを経て、令和8年10月14日から発効の予定。

最低賃金額を答申どおり引き上げた場合、推計で4万2千人以上の労働者の賃金引上げが必要となる。

秋 田 県 最 低 賃 金 の 改 正 推 移

秋田労働局

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
中賃目安額	22	23	26	示さない	28	30	39	50	64	56
引 上 額	22	24	28	2	30	31	44	54	80	59
目 安 比 較	±0	+1	+2	+2	+2	+1	+5	+4	+16	+3
改正最賃額	738	762	790	792	822	853	897	951	1,031	1,090

